

議案第70号

関市小口融資条例の廃止について

関市小口融資条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

令和5年11月30日提出

関市長 山下清司

提案理由

関市小口融資制度を廃止するため、この条例を定めようとする。

関市小口融資条例を廃止する条例

関市小口融資条例（昭和43年関市条例第9号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前の申込みに係る資金の融資については、なお従前の例による。

（関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年関市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

|              |    |       |
|--------------|----|-------|
| せき森林づくり委員会委員 | 日額 | 6,500 |
| 小口融資審査委員会委員  | 日額 | 6,500 |

を

」

「

|              |    |       |
|--------------|----|-------|
| せき森林づくり委員会委員 | 日額 | 6,500 |
|--------------|----|-------|

に

」

改める。